

2017年8月4日

即時抗告申立について

伊方原発をとめる弁護団

1. 申立の実行

7月21日の松山地裁の伊方3号炉仮処分却下決定(原決定)に対し、本日、高松高裁に宛てた即時抗告の申し立てを行いました。

2. 申立の理由

即時抗告の理由は、原決定の全ての判断に亘るものですが、なかでも重要な点を挙げると、次のようになります。

(1) 福島原発事故を教訓とせず

(2) 債権者らの主張を無視

- ① 「五重の障壁」
- ② 新規制基準の骨子となる骨子案が僅か2~3か月間に作成されたこと
- ③ 四電が中央構造線の存在を無視し、活動性を否定したこと
- ④ 避難の際、運転手等の被ばく量が1ミリシーベルトを下回る場合でないと、バス、トラック、旅客船の協力を得られないこと

(3) 想定される自然災害の矮小化

原決定は、「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り、「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとした

- ① 最新の科学的知見の無視
- ② 耐震設計審査指針に違反
- ③ 改正原子炉等規制法の明文の規定に違反
- ④ 伊方最判の「万が一を許さない原則」に違反
- ⑤ ダムの指針よりも基準を緩和する異常性
- ⑥ 四電のホームページとも矛盾

⑦ 非常識

⑧ 裁判所の使命放棄

(4) 見掛け倒し

① 原発の必要性

② 主張・疎明責任

③ 主張・疎明事実

(5) 専門家の意見無視

岡村真教授，都司嘉宣元准教授，野津厚氏，長沢啓行名誉教授らの意見を無視し，四電の社員である松崎氏の虚偽説明を不問にして，四電の主張に全面的に依拠

(6) 基準地震動の過小評価を許容

原決定は，「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り，「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとしているので，基準地震動が最大の地震を想定したものでないことを許容

(7) 火山の降下火砕物の大気中濃度

規制委員会は，数 g/m^3 の参考濃度を認めるに至っており，伊方3号炉のそれは約 $3.1 \text{ g}/\text{m}^3$ であり，伊方3号炉の限界濃度約 $0.7 \text{ g}/\text{m}^3$ を大きく上回っており，非常用ディーゼル発電機の2系統維持の観点からも，バックフィットにより，伊方3号炉は運転を停止しなければならないが，未だに運転を継続している

(8) 国策追随，基本権無視

規制委員会や四電の言い分をコピペしたために分量だけ多い，中身のない決定であり，国策に追随し，生命・健康という国民の本質的な基本的人権を無視